

(巻末資料)

個人番号の取得から廃棄までのプロセスにおける本ガイドラインの適用（大要）

区分	個人情報保護法	本ガイドライン（番号法該当条文）
取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の特定（第 15 条） ・ 適正な取得（第 17 条第 1 項） ・ <u>※要配慮個人情報の取得（第 17 条第 2 項）は、番号法により適用除外</u> ・ 利用目的の通知等（第 18 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 3 - (1) 個人番号の提供の要求（第 14 条）…求める根拠 ・ 第 4 - 3 - (2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第 15 条、第 19 条、第 3029 条第 3 項） ・ 第 4 - 3 - (3) 収集・保管制限（第 20 条） ・ 第 4 - 3 - (4) 本人確認（第 16 条）
安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理措置（第 20 条） ・ 従業員の監督（第 21 条） ・ 委託先の監督（第 22 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 2 - (1) 委託の取扱い（第 10 条、第 11 条） ・ 第 4 - 2 - (2) 安全管理措置（第 12 条、第 33 条、第 34 条） ・ （別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）
保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確性の確保等（第 19 条） ・ 保有個人データに関する事項の公表等（第 2724 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 3 - (3) 収集・保管制限（第 20 条）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的による制限（第 16 条） ・ ※番号法による読替及び適用除外あり ・ 利用目的の通知等（第 18 条第 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限（第 9 条、第 3029 条第 3 項、第 32 条） ・ 第 4 - 1 - (2) 特定個人情報ファイルの作成の制限（第 2928 条）
提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者提供の制限等（第 23 条～第 26 条） ・ ※番号法によりでは適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 3 - (2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第 15 条、第 19 条、第 3029 条第 3 項）
開示 訂正 利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示、訂正等、利用停止等（第 2825 条～第 3430 条） ・ ※利用停止等（第 3027 条）は、番号法による読替あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 4 第三者提供の停止に関する取扱い（第 3029 条第 3 項）
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>正確性の確保等（第 19 条）該当条文なし</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 - 3 - (3) 収集・保管制限（第 20 条）

注：この表は、各プロセスにおける個人情報保護法の適用条文と本ガイドラインの適用部分のイメージを記載したものです。

よって、各プロセスに正確に適用される条文とは、若干異なりますので、ご留意願います。